

九州大学ファイル交換ソフトの使用禁止等に関する規程

平成 21 年度九大規程第 82 号
施行：平成 22 年 3 月 4 日
最終改正：平成 25 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）におけるファイル交換ソフトの使用禁止その他本学のネットワークにおける著作権侵害防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク 九州大学総合情報伝達システム運用規則（平成 16 年度九大規則第 61 号）第 3 条第 1 号に規定する情報伝達システムに、部局独自のコンピュータネットワークを加えたコンピュータネットワークをいう。
- (2) ファイル交換ソフト インターネット上で特定のサーバを介さずにファイルのやり取りを行うためのソフトをいう。
- (3) 部局 九州大学総合情報伝達システム運用規則（平成 16 年度九大規則第 61 号）第 3 条第 4 号に規定する部局をいう。
- (4) 部局長 前号に掲げる部局の長をいう。

(ファイル交換ソフトの使用禁止等)

第 3 条 本学のネットワークを識別する IP アドレスを付与された情報処理機器及び本学のネットワークに接続する可能性のある情報処理機器では、ファイル交換ソフトをインストールしてはならない。

- 2 ファイル交換ソフトがインストールされた情報処理機器を本学のネットワークに接続してはならない。
- 3 前 2 項の規定は、情報統括本部が情報セキュリティ確保のためファイル交換ソフトの機能確認等を行う場合に限り、適用しないものとする。

(ファイル交換ソフトの使用及び著作権侵害の予防対策等)

第 4 条 情報統括本部長は、本学内でのファイル交換ソフトの使用及び著作権侵害を予防するため、ファイル交換ソフトの動作又は著作権侵害のおそれが発生した場合にそれを検出し、情報処理機器等を特定するための対策を講じるものとする。

- 2 情報統括本部長は、前項の対策により、本学のネットワークにおいてファイル交換ソフトの動作又は著作権侵害のおそれを確認した場合は、各部局長に通知するものとする。
(ネットワークにおいてファイル交換ソフトの動作又は著作権侵害のおそれを確認した場合の措置)

第 5 条 部局長は、前条第 2 項の通知を受けた場合又はファイル交換ソフトの動作若しくは著作権侵害のおそれを確認した場合は、ファイル交換ソフトの動作又は著作権侵害のおそれが確認された最小単位のネットワークを本学のネットワークから切断し、ファイル交換ソフトが動作し、又は著作権侵害のおそれが発生している情報処理機器を特定するための調査を行うものとする。

- 2 部局長は、前項の調査によりファイル交換ソフトが動作し、又は著作権侵害のおそれが発生している情報処理機器を特定した場合は、当該情報処理機器を物理的に本学のネットワークから切断し、前項で切断した最小単位のネットワークの接続を回復するものとする。
- 3 部局長は、前項の場合において、当該情報処理機器からファイル交換ソフト又は著作権侵害のおそれを発生させたソフトが削除されるまで、当該情報処理機器を本学のネットワークから切断することができるものとする。
- 4 部局長は、ファイル交換ソフトの動作又は著作権侵害のおそれが確認された最小単位のネットワークに接続されている全ての情報処理機器において第 1 項の調査を行っても、ファイル交換ソフトが動作し、又は著作権侵害のおそれが発生した情報処理機器を特定できない場合は、その状況を情報統括本部長に報告し、その指示に従い必要な措置を講じるものとする。
- 5 情報統括本部長は、前項の報告があった場合は、部局長に対して情報処理機器に係る管理体制

の改善を求めることができるものとする。

- 6 部局長は、第1項の調査結果及び対応の結果について、情報統括本部長に報告するものとする。
(ネットワークにおいてファイル交換ソフトのインストールを確認した場合の措置)

第6条 部局長は、部局においてファイル交換ソフトをインストールしている情報処理機器を確認した場合は、当該情報処理機器からファイル交換ソフトが削除されるまで、当該情報処理機器を本学のネットワークから切断することができるものとする。

(緊急の措置)

第7条 情報統括本部長は、情報伝達システムにおいてファイル交換ソフトの動作又は著作権侵害のおそれを確認した場合で著作権侵害防止のために緊急の措置が必要であると認めるときは、第4条第2項の通知を行う前に、当該最小単位のネットワーク又は当該情報処理機器を情報伝達システムから切断できるものとする。

2 情報統括本部長は、前項の切断を行った場合は、部局長に通知するものとする。

3 部局長は、前項の通知を受けた場合は、第5条(同条第4項を除く。)に規定する調査、措置及び報告を行うものとする。

4 情報統括本部長は、前項の報告を受け、ファイル交換ソフトの使用又は著作権侵害のおそれなくなったと判断した場合は、第1項の最小単位のネットワーク又は情報処理機器について、情報伝達システムとの接続を回復するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本学におけるファイル交換ソフトの使用禁止その他本学のネットワークにおける著作権侵害防止に関し必要な事項は、情報政策委員会の議を経て、情報統括本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月4日から施行する。

附 則(平成22年度九大規程第90号)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則(平成23年度九大規程第50号)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年度九大規程第10号)

この規程は、平成24年7月17日から施行する。

附 則(平成24年度九大規程第126号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。